堆肥等の生産、販売、譲渡は 県への届出が必要です

必要な届出	届出書類	届出方法
特殊肥料生産届	 □特殊肥料生産業者届出書 □届出者確認書類 ○【法人】登記簿謄本 もしくは定款 ○【個人】氏名、住所が確認できるもの運転免許証、マイナンバーカード表面、住民票など □成分分析書 ○分析機関が発行した肥料の成績書 □生産工程表 ○原料、材料、製品の形状などを含め生産工程のわかるもの 	◆電子申請 県ホームページから ◆紙の郵送 □届出書類 正副2部準備 □返信用封筒 「切手貼付」 定型 = 94円 定型外 = 140円
肥料販売開始届 ※有償、無償問わず 譲渡の場合も必要	■肥料販売業務開始届出書■届出者確認書類●【法人】登記簿謄本もしくは定款●【個人】氏名、住所が確認できるもの 運転免許証、マイナンバーカード表面、 住民票など	

肥料とは?

①植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学変化をもたらすことを目的として土壌に施される物。②植物の栄養に供することを目的として植物に施されるものと定義。

特殊肥料とは?

農林水産大臣が指定した肥料 (47種類) 米ぬか、魚かす等の農家の経験等によって識別 のできる簡単な肥料、堆肥など

堆肥とは?

特殊肥料に含まれる種類の1つ。わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の 有機質物を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの。

普通肥料とは?

特殊肥料以外の肥料。(139規格) 肥料の品質を担保する条件(公定規格)がある。

肥料に関する届出Q&A



堆肥は耕種農家に無償で提供したり稲わらと交換したりしているだけだが、肥料販売届が必要か?

有償、無償を問わず、譲渡する場合も販売(所有権の移転)とするので、肥料販売業務開始届が必要です。





堆肥を作る時に発酵を促進するため尿素や硫安等を入れることがあるが問題ないか?

使用することに問題はありません。ただし、使用する場合はその材料を品質表示の中で表示しなければなりません。

その他、入れる原料や材料によって普通肥料としての手続きが必要となる場合があるので事前にご相談ください。





豚ぷんの堆肥と牛ふんの堆肥など複数の種類の堆肥を作っているが、 届出は1つでよいか?

> 肥料の生産届は**銘柄ごと**に届出が必要です。 肥料販売開始届は**販売店舗(場所)ごと**に届出が必要です。





数年前から堆肥を生産して譲渡していたが届出をしていなかった。 どうすれば?

無届生産、無届販売は肥料法違反で罰則もあります。

速やかに<u>遅延理由書</u>(任意書面)を添付して必要な届出を行ってください。





肥料の生産、販売をやめた。

肥料の生産、販売をやめたり、届出事項の変更が生じた場合は、 廃止届、変更届の提出が必要です。県ホームページを確認して手続きを行ってください。





必要な届出は行ったが、 その後堆肥を販売、譲渡するときに注意することは?

> 特殊肥料のうち堆肥、動物の排泄物、混合特殊肥料については、 **品質表示が義務付けられています**。適切な表示を行って販売して ください。

また、自家で出た家畜ふん等以外の原料を使用した場合、その原料帳簿を整備して保管する必要があります。



【問い合わせ先】

大分県農林水産部地域農業振興課 安全農業班 肥料法担当

電話:097-506-3661

Mail: a15060@pref.oita.lg.jp

ホームページ: 大分県 肥料

検索